参考資料７

平成26年JESCO法改正に係る施行状況の点検の進め方について（中間貯蔵施設事業関係）

2022年４月５日

環境再生・資源循環局

中間貯蔵施設の概要

○ 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
○ 大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
○ 中間貯蔵施設区域は約1,600ha（渋谷区とほぼ同じ面積）。

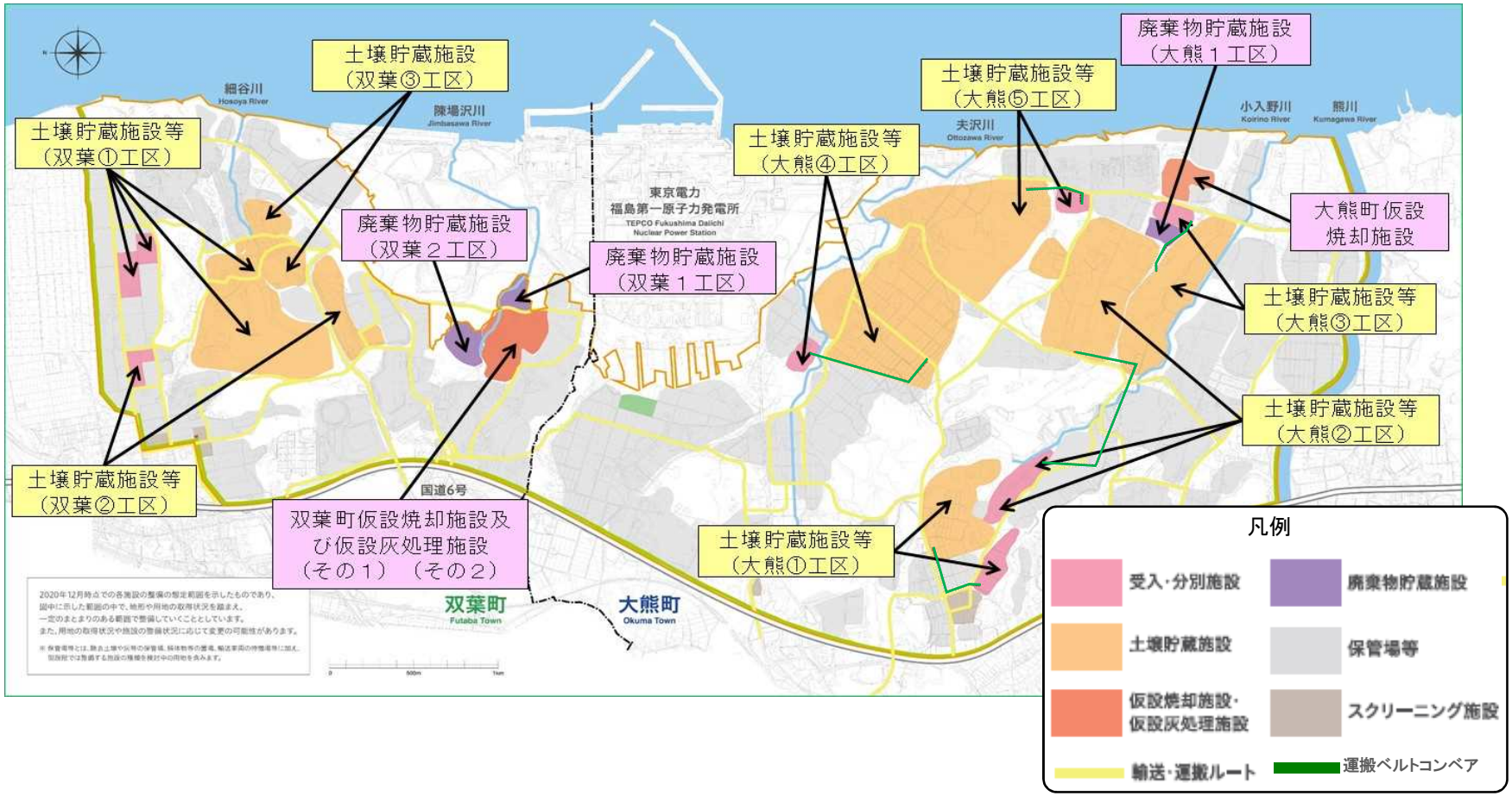

中間貯蔵施設事業の流れ

○　仮置場から輸送した除去土壌等や仮設焼却施設から輸送した焼却灰は、中間貯蔵施設で処理し、貯蔵する。
○　2020年3月に、中間貯蔵施設における、除去土壌と廃棄物との処理から貯蔵までの全工程で、運転を開始した。

中間貯蔵施設事業の流れ

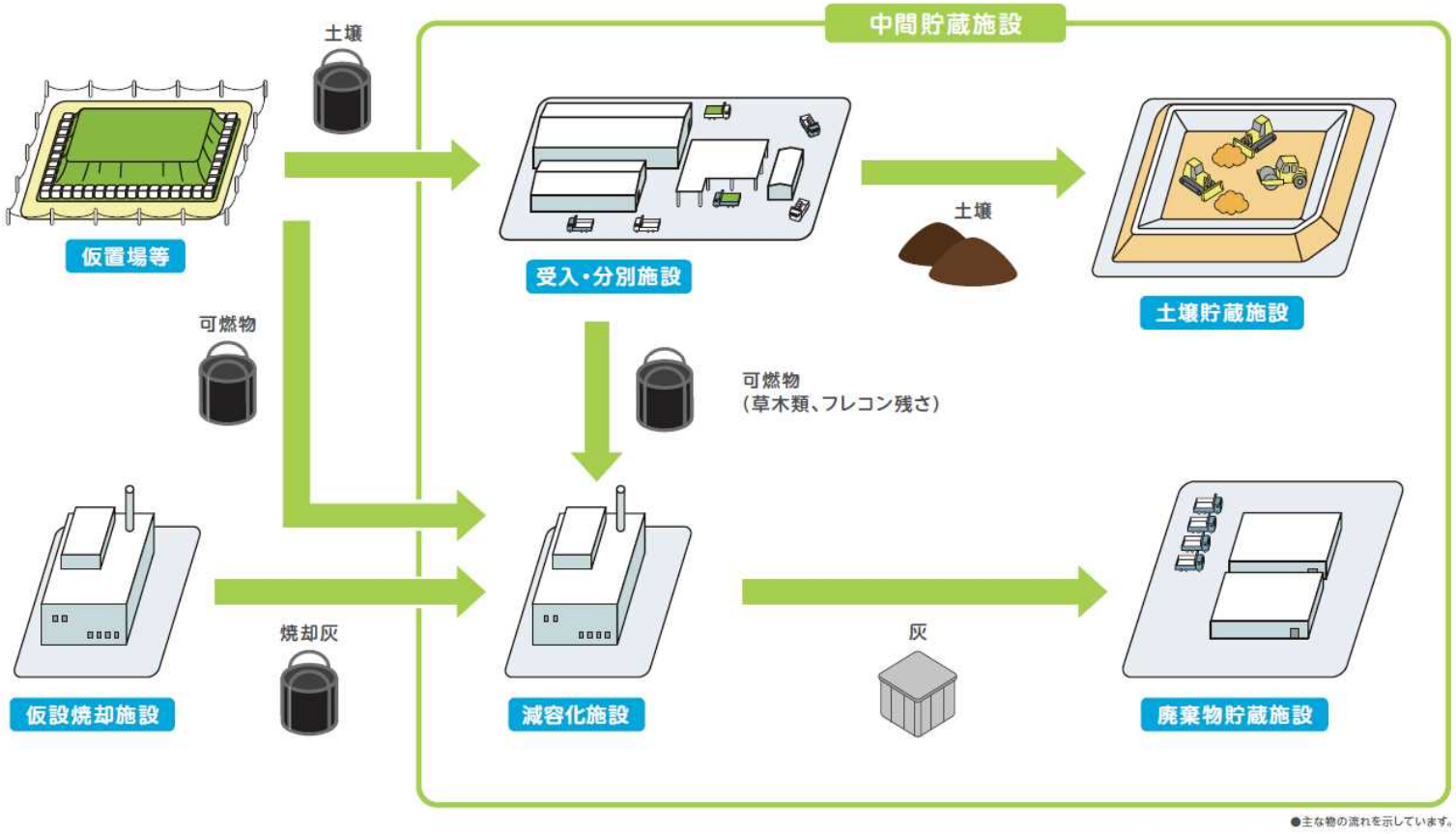

平成26年JESCO法改正の概要

※平成２６年１１月１９日国会成立　１１月２７日公布

- 福島の除染や復興に不可欠な施設である中間貯蔵施設の整備・運営管理等は、**国が責任をもって行う。**
- **国が強い指揮監督権限を有する特殊会社（国100%出資）**であり、かつ、**ノウハウの蓄積された専門組織**である日本環境安全事業株式会社を活用できるよう、必要な規定の整備を行う。

会社の名称、法律の題名

法律の題名、会社の名称を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」、「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更。

国の責務

1. 国は、中間貯蔵施設を整備し、その安全を確保する。
2. 国は、中間貯蔵施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずる。
3. 国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる。　等

事業の範囲

会社は、国等の委託を受けて中間貯蔵に係る事業（福島県内除染土壌等の収集・運搬・中間貯蔵、中間貯蔵事業に関する情報・技術的知識の提供及び調査研究・技術開発等）等を行う。

株式の政府保有、政府出資、課税の特例

1. 会社の発行済株式の総数保有と規定（現行法上は、過半数保有と規定。現時点では総数保有。）
2. 政府の追加出資
3. 追加出資に伴う資本金の増加の登記に係る登録免許税の非課税措置

※　その他、区分経理の導入等所要の規定の整備を行う。
※　この法律は、公布の日から起算して２月以内の政令で定める日（2014年12月24日）から施行（一部を除く。）。

JESCOが環境省から受託している業務の概要（令和３年度）

業務の種類	主な業務内容の例
1. 工事等発注支援	環境省が中間貯蔵施設工事や再生利用に係る業務を発注するための支援として、発注図書案等の作成等を実施。
2. 工事監督支援	委託監督員として、工事の監督支援のため、現場確認や立会、マニュアル等作成支援、施工プロセスチェック等を実施。
3. 中間貯蔵施設区域の運営管理	中間貯蔵施設区域における各種施設（土壌貯蔵施設や入退ゲート、スクリーニング施設等）や取得用地の管理等を実施。
4. 輸送統括管理	総合管理システム活用し　輸送車両の運行状況の常時把握、輸送対象物の全数管理等を実施。
5. モニタリング	中間貯蔵施設や輸送路、作業場所の放射線モニタリングや輸送路の環境モニタリング等を実施。
6. 技術的課題への対応、減容・再生利用	除去土壌等の減容等技術実証事業や技術実証フィールドの運営等を実施。
7. 情報の収集・整理・提供	JESCOホームページや中間貯蔵工事情報センターにおける事業の情報発信等を実施。

平成26年改正法の検討規定について

◎**日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第120号）（抄）**

附　則

（検討）

第９条　政府は、**この法律の施行後七年を経過した場合**において、**新法の施行の状況について検討**を加え、**その結果に基づいて必要な措置を講ずる**ものとする。

２　政府は、中間貯蔵（新法第二条第四項に規定する中間貯蔵をいう。以下この項において同じ。）の状況、中間貯蔵に係る福島県内除去土壌等（同条第二項に規定する福島県内除去土壌等をいう。）の処分に関する調査研究及び技術開発の状況、中間貯蔵を行うために必要な施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力の確保の状況その他の状況を勘案しつつ、最終処分（同条第三項に規定する最終処分をいう。）の方法について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

※平成26年改正法の施行日は、2014年12月24日

平成26年改正法の施行状況の点検について

1．施行状況の点検の進め方（案）

- 施行状況の点検について、以下の内容を中心に実施。
  ① JESCOの中間貯蔵に係る事業（※）の進捗状況
  ② 国の責務を踏まえた国の中間貯蔵施設事業への取組状況
  ※福島県内の除染で発生した除去土壌等の収集・運搬や中間貯蔵に係る業務、中間貯蔵施設事業に関する情報・技術的知識の提供及び調査研究・技術開発等

- 施行状況の整理・分析を行った上で、施行状況の点検結果について、有識者のご意見を伺いながら、環境省において報告書を取りまとめ。

2．今後のスケジュール（案）

- 今後の施行状況の点検は、以下のようなスケジュールで進める予定。

＜2022年＞
- ４月～夏頃　環境省において、施行状況の点検に係る報告書作成
- 夏頃　報告書における点検結果について、循環型社会部会に報告

※循環型社会部会の開催状況等に応じて、報告時期の変更可能性あり。

参考資料
（中間貯蔵施設事業の進捗）

中間貯蔵施設の概要

○ 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設。
○ 大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
○ 中間貯蔵施設区域は約1,600ha（渋谷区とほぼ同じ面積）。

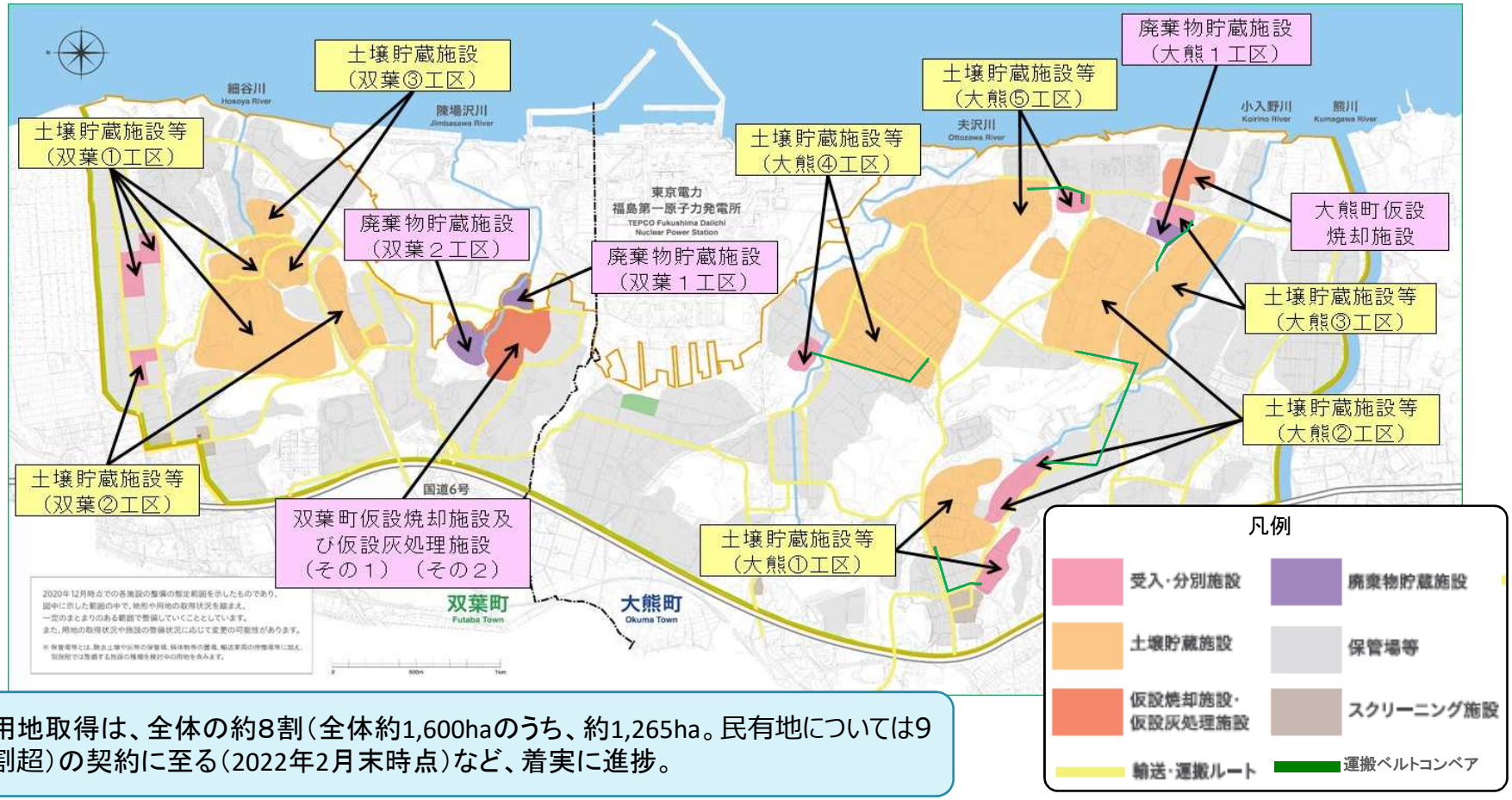

用地取得は、全体の約8割（全体約1,600haのうち、約1,265ha。民有地については9割超）の契約に至る（2022年2月末時点）など、着実に進捗。

（参考１）土壌貯蔵施設等工事の概要（2022年2月末）

工区	大熊①工区	大熊②工区	大熊③工区	大熊④工区	大熊⑤工区	双葉①工区	双葉②工区	双葉③工区
受入・分別施設数※１	1	2	1	1	1	2	1	–
貯蔵容量※2	約100万㎥	約330万㎥	約210万㎥	約160万㎥	約200万㎥	約140万㎥	約90万㎥	約80万㎥
貯蔵量※2	100.6万㎥	280.7万㎥	125.5万㎥	118.7万㎥	163.7万㎥	73.8万㎥	89.1万㎥	43.8万㎥
着工	2017年9月着工	2016年11月着工	2017年11月着工	2018年10月着工	2018年10月着工	2016年11月着工	2018年1月着工	2018年9月着工
受入・分別施設スケジュール	2018年7月運転開始	2017年8月 2018年7月 運転開始	2018年7月運転開始	2019年8月運転開始	2019年8月運転開始	2017年6月 2018年9月 運転開始	2019年2月運転開始	(なし)
土壌貯蔵施設スケジュール	2018年7月運転開始	2017年10月運転開始	2018年10月運転開始	2020年3月運転開始	2019年4月運転開始	2017年12月運転開始	2019年5月運転開始	2019年12月運転開始
受注者	鹿島JV	清水JV	大林JV	清水JV	大林JV	前田JV	大成JV	安藤・間JV

※１　発注時の１施設当たりの処理能力は140t／時。双葉③工区は、受入・分別施設を整備していない。
※２　貯蔵容量及び貯蔵量は、仮置場等からの輸送量ベース（１袋＝１㎥で換算）。用地確保状況等により変更となる可能性がある。

（参考２）土壌貯蔵施設等の整備状況

2022年3月7日撮影　大熊①工区

2022年3月7日撮影　大熊②工区

2022年3月7日撮影　双葉①工区

2022年3月7日撮影　双葉②工区

凡 例
：当該工区土壌貯蔵施設

（参考３）廃棄物貯蔵施設の状況（2022年2月末）

工区	大熊１工区	双葉１工区	双葉２工区
主な建築構造	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造（２棟）	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造（１棟）	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造（１棟）
貯蔵容量※	29,280個	14,678個	30,028個
貯蔵量※	4,443個	6,348個	–
敷地面積	約2.4ha	約2.2ha	約3.7ha
着工	2018年7月　造成開始 2018年12月　建築開始	2018年6月　造成開始 2018年11月　建築開始	2019年12月　造成開始 2019年12月　建築開始
貯蔵ｽｹｼﾞｭｰﾙ	2020年4月貯蔵開始	2020年3月貯蔵開始	双葉1工区貯蔵完了後予定
施設整備受注者	鹿島建設	大林組	鹿島建設
定置・維持管理受注者	鹿島建設		
外観			

※　貯蔵容量及び貯蔵量は、鋼製角形容器（内寸 約1.3m(幅)×約1.3m(奥行)×約1.1m(高さ)）の個数。

中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況①

○　除去土壌等の仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は10tダンプトラックを基本に実施。
○　輸送は2014年度末より開始し、2021年度は18市町村からの輸送を実施。
○　輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。
○　2021年度は、**年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域のものを除く）の概ね搬入完了を目指す**とともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める。

輸送の管理・監視について

輸送対象物の全数管理

- 仮置場等から搬出する輸送対象物は、保管容器ごとに一元的に全数管理をしている。

輸送車両の運行管理

- GPS等を活用し、輸送車両の位置情報等をリアルタイムに把握。
- 交通状況等に応じて、時間調整・ルート変更等の指示を行う。

総合管理システムによる輸送の監視の状況

※輸送が終了した市町村でも今後輸送が必要となるものが生じた場合には輸送することとしている。

中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況②

○ 中間貯蔵施設への搬入にあたっては、**安全を第一に、地域の理解を得ながら**、輸送を実施する
○ これまでに**約1,276万㎥の除去土壌等（帰還困難区域を含む）を中間貯蔵施設に輸送**した（2022年2月末時点）

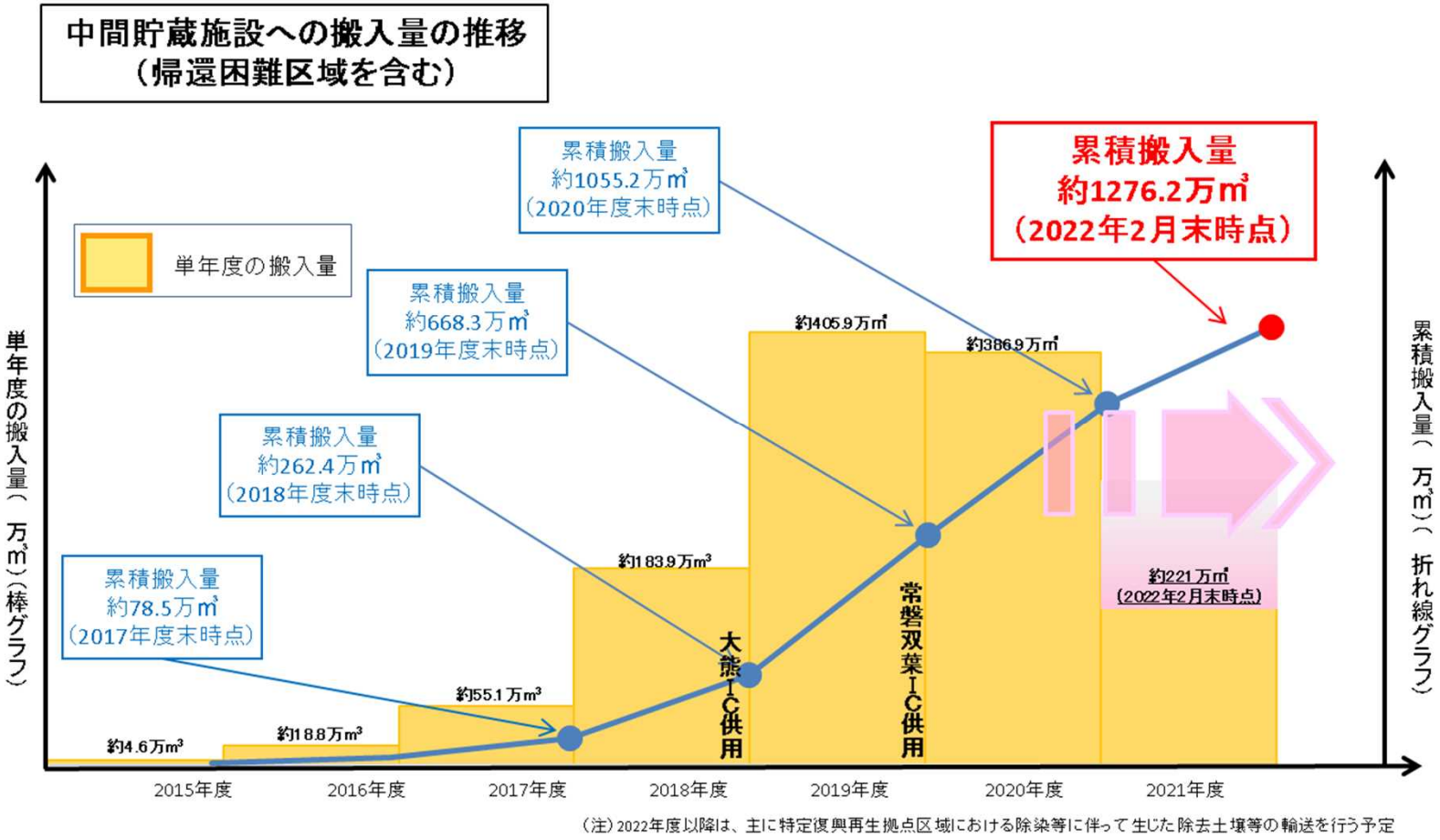

再福生島

中間貯蔵施設等への除去土壌等（帰還困難区域のものを除く）の搬入状況について(令和３年11月末時点)

環境省

○ 福島県内に保管されている除去土壌等については、帰還困難区域を除き今年度末までに中間貯蔵施設へおおむね搬入を完了するとの目標を掲げ、皆様のご理解とご協力のもと安全第一で搬入を進めている。
○ 平成30年（2018年）10月時点における輸送対象物量約1,400万㎥※1のうち、令和3年（2021年）11月末時点で、中間貯蔵施設や仮設焼却施設への搬入量及び飯舘村長泥地区における除去土壌の再生利用量の合計が約1,289万㎥となっている。
○ 引き続き、安全第一を旨として中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入を進める。

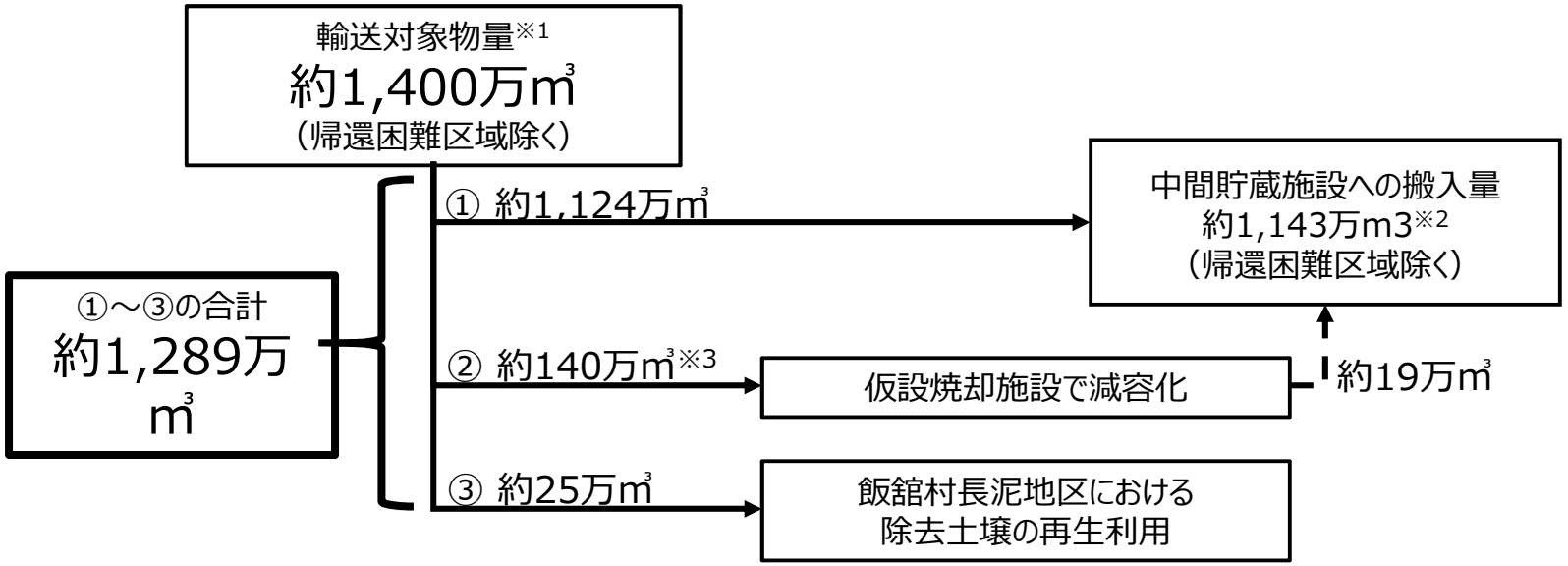

※１ 平成30年（2018年 ）10 月 集計時点での輸送対象物量（中間貯蔵施設への搬入済量＋仮置場及び減容化施設等での保管量）
※２ 帰還困難区域を含めた中間貯蔵施設への総搬入量は約1,228万㎥（令和3年11月末現在）
※３ 平成30年（2018年）10月以降の値